

令和 8 年度第 1 回福島県消費者安全確保地域協議会 議事録

日 時：令和 8 年 7 月 1 7 日（金） 1 3：3 0～1 4：4 0

場 所：消費生活センター研修室

出席者：別紙のとおり

1. 開会

2. あいさつ

別紙のとおり

3. 議事事項

（1）見守りの現状について

（事務局）

- 福島県では県協議会 1 と 8 市町で協議会を設置し、令和 1 2 年までに 1 5 以上の協議会設置を目標としている。協議会設置数の拡大だけでなく見守りネットワークの質向上が重要である。
- 設置が進まない要因として、福祉部門との連携不足、人手不足や役職兼任による負担感、必要性を感じない自治体が挙げられた。近隣での見守り活動が充実し既存ネットワークで足りるとの認識があり、新たな協議会設置への躊躇も見られた。
- 令和 7 年度に実施した県から市町村へのアプローチについて、各市町村に訪問し、協議会設置に向けた伴走支援を計 1 1 市町村に行った。また、研修会を会津アピオで 1 0 月に開催、養成講座を 7 月 9 月 1 1 月の計 3 回実施した。さらに、協議会に関わる出前講座を計 1 0 回開催、講座内で啓発資材配布を行った。出前講座や協議会設置の働きかけもあり、昨年度は 2 市町に協議会を設置いただいた。

（2）令和 8 年度の活動内容について

（事務局）

- 県協議会は今回を含め年 2 回開催予定。高齢者の見守りに関する情報（主に見守り新鮮情報）は市町村・協議会構成員・生協等にメールで共有。
- 見守りサポーター向け研修は 9 月から 1 2 月に実施し、動画研修と消費者教育コーディネーター講義を実施。1 0 月頃に県中地区で協議会説明と講座を含む研修会も開催予定。詳細については決定次第お知らせする。
- 悪質商法防止ステッカーを 2, 0 0 0 枚作成し出前講座で配布、玄関等への掲示で業者訪問抑止の効果事例あり。1 8 8 周知ポスターを作成し、各施設・団体に送付。また、公共交通機関 5 社（福島交通路線バス、福島交通飯坂線、新常磐交通路

線バス、阿武隈急行、会津鉄道）に高齢者悪質商法被害防止月間である 9 月 1 日から 9 月 30 日の 1 ヶ月間で掲示。

- 高齢者向けパンフレット「だまされないで！悪質商法」を 15,000 部作成し全世代向け被害防止情報を掲載。資料記載団体や県内の各生活協同組合へ送付、追加送付先の提案も依頼。
- 市町村の消費者安全確保地域協議会設置支援を今年度も行う。市町村訪問を今年度も実施予定。県HPに掲載の先進事例集改訂し、活用を促していきたい。また、研修会等での意見交換を通じ、協議会設置に前向きな自治体を優先支援し、設置自治体増加を図る。

（福島県耐震化・リフォーム等推進協議会）

- 見守りサポーター向け研修について、昨年度県と共催で、自治体の消費生活担当者の方々の研修を開催し、研修内で実際の被害事例を紹介した。その後、消費生活センターの方々から質問をいただき、反響をいただいた経緯があるため、研修会の中に、被害状況の紹介と対策について等のメニューを取り組ませていただきたい。

（3）消費者安全確保にかかる国の動向について

（事務局）

- 協議会は情報提供・異変把握・相談窓口への橋渡しの 3 機能を持ち、消費と福祉・金融等との連携が重視されている。
- 警察庁・総務省・金融庁が各機関や地域運営組織、金融機関との連携を要請し、宇佐市事例では顔の見える関係で相談につながりやすい環境を実現している。
- 国は協議会の設置率目標を撤廃し、質の向上と連携・協働重視へ方針転換しており、本協議会も関係機関とつながり実効性向上と活性化を図る必要がある。

（福島県耐震化・リフォーム等推進協議会）

- 高齢者に特化した見守り体制と話している理由、協議会の連携について現段階での方向づけについて質問。

（事務局）

- 高齢者相談が約 4 割を占めることから高齢者を前面に掲げつつ、若年層の被害拡大も踏まえ支援対象を広く捉え、協議会で対応する方針である。
- 小規模市町村では既存の地域ネットワークがあることを理由に協議会設置に消極的な例もあり、まずは、前向きな自治体から粘り強く設置を広げる方針である。

4. 意見交換

（県警）

- なりすまし詐欺被害が県内で増加し、多様化する手口（SNS・AI・国際電話等）に対し、警察はスマホ向け推奨アプリの普及等で自助的な未然防止を促進して

いる。警察庁推奨アプリについて、職場や家族に勧めていただき、社会的に皆で入
れていく形を作っていきたい。アプリの入れ方がわからないなど、もし実際に来て
警察に手伝ってほしい、等があれば協力する。

- 20日から警察庁推奨アプリを広報するCMを作成。デジタルサイネージで使って
いただきたい。

(福島県社会福祉協議会)

- 避難者見守り活動支援事業について、生活支援相談員を各市町村の社会福祉協議会
に配置し、復興公営住宅入居者や自宅再建者、住民票を異動せず県内に居住する方
等に対する相談支援・訪問支援を実施。生活支援相談員がピーク時300名ほどい
た相談員が、現在3分の1にまで減少し、それに伴い、見守りの目も減少してい
る。
- 社協間の連携を進めるべく、4町(資料裏面)に組織を構え、社会福祉協議会の枠
を超えて職員が集まり、協力しながら訪問活動を行っている。例えば、富岡の社協
の方であっても、大熊町の住民や浪江町の住民へも訪問を行う等、相談員が減少す
る中で効率よく訪問活動が行えるよう、工夫している。
- 復興公営住宅等で民生委員不在エリアが生じるなど、今後の見守り継続と担い手確
保に不安がある。

(福島県生活協同組合連合会)

- 宅配事業で、全市町村と見守り協定を締結。配達時に異常が見受けられたときに、
市町村と連携がとれる形になっている。
- ふれあいサロンを実施。外に出てこられない高齢者や、宅配を利用していない方に
声かけを行い、サロンに呼びかけをしている。

(ヤマト運輸株式会社)

- 配達網を利用した見守り支援を実施。特殊詐欺防止のために、配送時に内容確認を
行い、送る側・受け取る側の情報共有や不審な宅配物のチェック、顧客立ち会いの
もと開示確認を行うなど、水際対策を行っている。配達車両による広報協力とし
て、防犯コンテンツを車両に掲出している。
- 実際に配達員としての業務を行う中で、高齢者の見守り活動を行い、救急車の手配
を行った経験がある。若年者等の隔たりなく、困っている方には声をかける風習が
進められていけば良いと思う。
- 被害報告・通報等を行った後に、警察の方から、関連機関に情報共有はされている
のか。県協議会などの、情報共有や報告を行う場を認知されていない方に対して、
報告等に取り組んでいる現状を広報していただきたい。

(福島県耐震化・リフォーム等推進協議会)

- 高齢者等の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への入居の円滑化を図るため、居住支
援協議会を組織。居住支援に必要な支援サポートとして、「高齢者等地域見守りネ

ットワーク」を形成。ネットワークについては、行政機関を始め地域ぐるみで見守り、異変があれば居住支援法人や居住支援協議会などに連絡していただき、警察や消防または市町村の福祉部門と連携して連絡を行うような仕組みとなっている。

- 市町村、県での地域の見守りの取組における事業や協定の実績を、高齢者等地域見守りネットワークHPに掲載。また、各市町村の見守りネットワーク実態調査を継続して行い、HPに集約している。HPで検索すると各市町村が行っている見守りネットワークの取組情報が提供される。

(社会福祉課)

- 民生委員・児童委員約4,500人の方が活動している。
- 地域の見守り協定について、資料フロー図のとおり、個人宅に訪問する企業において、業務中に異変に気づく、市町村の窓口連絡、状況に応じて救急車の手配・警察への連絡をお願いする協定を、民間企業と締結している。現在、16の民間企業と締結。(HPに掲載されているため、確認していただきたい。)

(高齢福祉課)

- 県の社協に委託し、高齢者総合相談センターを設置。令和7年度は計302件の相談をいただいた。相談事について、個別に各関係機関につないでいる。
- 2019年に国が示した認知症施策推進大綱に基づき、全国の市町村でチームオレンジの整備が進められている。チームオレンジとは、認知症のある方やその家族を地域で支え合うための仕組み。福島県では、令和8年6月現在で、44市町村で整備。県では、全市町村での整備に向けて、市町村向けの説明会や、チームオレンジの中心となるコーディネーターを養成する研修を実施。

(健康づくり推進課)

- 毎年5月頃に市町村職員を対象とした、地域包括ケアの担当者会議を実施。今年度は5月13日(水)に実施した。前年度から、消費生活課より住民の見守りについて情報共有の時間を設けることとした。今年度は地域の見守りネットワークについて説明し、このような活動をとおして連携を進めている。
- 生活コーディネーター育成を、市町村支援のために県社協に委託をして実施。地域の見守り体制の構築支援のため、生活コーディネーターについての研修を年に数回開催している。
- 福島県ICT活用による高齢者等支援体制整備事業補助金の概要による説明。双葉郡8町村と飯舘村に、ICTを活用した高齢者の見守り体制、生活支援体制の整備を推進するための補助金を出している。補助対象は、資料5内活用例1から6に記載の、コミュニケーションロボットを活用した見守り体制の構築、ICTを活用したフレイルチェック等の事業。1事業あたり750万円を上限に各種の9町村に該当して補助できる。対象は9町村だが、気づいた点等あれば関係団体や町村につないでいただきたい。